

令和5年2月7日提出

令和5年3月市議会定例会議案

(その1 議案第1号から議案第10号まで)

木更津市

令和5年3月市議会定例会議案目録（その1）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第1号	令和4年度木更津市一般会計補正予算（第6号）	財務部	別冊
議案第2号	令和4年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民部	別冊
議案第3号	令和4年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民部	別冊
議案第4号	令和4年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第3号）	福祉部	別冊
議案第5号	令和4年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）	経済部	別冊
議案第6号	木更津市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について	企画部	1
議案第7号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	3
議案第8号	原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について	環境部	4
議案第9号	木更津市営体育施設の指定管理者の指定について	健康こども部	5
議案第10号	令和4年度木更津市下水道事業会計補正予算（第2号）	都市整備部	別冊

議案第6号

木更津市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

木更津市まち・ひと・しごと創生推進基金条例を次のように制定する。

令和5年2月7日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

(設置)

第1条 市は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、木更津市まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第7号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月7日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第8号

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について

市は、次のとおり和解する。

令和5年2月7日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 和解額 3,652,271円
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明
- 3 和解の理由 東日本大震災による原子力発電所の事故により放射性物質が拡散した。
これにより、市は、食用イノシシ肉の安全確認を行うための全頭検査に係る検査機器維持管理費（令和3年度分93,500円）、同検査職員への対応費（令和3年度分3,525,751円）及び同職員の通信費（令和3年度分33,020円）として、3,652,271円を支出した。
原子力損害賠償責任は、原則として原子力事業者の無過失責任であることから、上記和解額を相手方が市に支払い、和解の理由に記載した費用（損害）の部分に限り、和解する。

提案理由

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第9号

木更津市営体育施設の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年2月7日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市民体育館	木更津市貝淵2丁目13番40号
木更津市営貝淵庭球場	木更津市貝淵2丁目562番地の96
木更津市営野球場	木更津市清見台1丁目6番7号
木更津市営弓道場	木更津市吾妻1丁目4番1号
木更津市営江川総合運動場	木更津市江川959番地の1

2 指定管理者となる団体

オーエンス・ローヴァーズ・谷中造園グループ

(1) 代表構成団体

東京都中央区銀座四丁目12番15号

株式会社オーエンス

代表取締役 大木 一雄

(2) 構成団体

木更津市有吉932

ローヴァーズ株式会社

代表取締役 カレン・ロバート

木更津市矢那2381番地

谷中造園土木株式会社

代表取締役 谷中 淑浩

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

木更津市営体育施設の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。